官　告

官　告　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表）の一部を平成27年８月25日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 27 年９月８日　　農林水産大臣　林　　芳正

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁 獲 可 能 量
1	さんま	平成27年７月～平成28年６月	264,000
2	すけとうだら	平成27年４月～平成28年３月	257,400
3	まあじ	平成27年１月～12月	242,700
4	まいわし	平成27年１月～12月	435,000
5	まさば及びごまさば	平成27年７月～平成28年６月	905,000
6	するめいか	平成27年４月～平成28年３月	425,000
7	ずわいがに	平成27年７月～平成28年６月	4,723.1

（注１）　上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、１及び２に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。

（単位：トン）

第１種特定 海洋生物資源	漁獲可能量の 基礎とする数量
まいわし	424,000

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定 海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	161,200
3	まあじ	大中型まき網漁業	99,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000
		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,031

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第６の２の⑶及び⑷を次のように改める。

⑶　まあじ

（単位：トン）

都 道 府 県 名	数　　量
三重県	6,000
島根県	46,000
山口県	5,000
愛媛県	6,000
長崎県	30,000
鹿児島県	4,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。